

公益目的支出計画について

1. 公益目的支出計画とは

特例民法法人を、その法人格を継続させたまま通常の一般社団法人・一般財団法人に移行させた上で、移行の時点での正味財産（通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する時点で清算したならば、当該法人の残余財産に置き換えることができるもの）に相当する額を、通常の一般社団法人・一般財団法人に移行後、計画的に公益の目的に支出させることで、現行の公益法人が清算した場合に、民法第72条の趣旨にかんがみ、その残余財産が類似の公益目的のために引き渡されることと同様の効果を得ようとする制度である（イメージ図参照）。

2. 公益目的支出計画に記載することができる事業等

公益目的支出計画に記載することができる事業等は、次のいずれかである。

(1) 公益法人認定法に規定する公益目的事業

通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する前から継続して実施するか通常の一般社団法人・一般財団法人に移行した後新たに実施するかを問わず、公益法人認定法に規定する公益目的事業に該当する事業を実施する場合には、当該事業を公益目的支出計画に記載することが可能である。

(2) 特例民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業

公益法人認定法に規定する公益目的事業に該当しなくとも、特例民法法人として実施していた事業を通常の一般社団法人・一般財団法人に移行した後も継続して実施する場合には、当該事業を公益目的支出計画に記載することが可能である。

ただし、当該法人の本来事業でないもの、本来事業であっても通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する前に所管官庁に公益に関する事業としてふさわしくない旨の指導を受けていた事業等については、これらの事業を通常の一般社団法人・一般財団法人に移行した後も継続して実施する場合であっても公益目的支出計画に記載することはできない。

(3) 類似の事業を目的とする公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等に対する寄附、国、地方公共団体に対する寄附

3. 公益目的支出計画の期限

公益目的支出計画の作成に当たり、その実施期間は、法人ごとにその実情に応じて計画の実施が完了するまでの期限を自ら定め、移行後はその期限内に公益目的支出計画の実施を完了させるようにする必要があるが、特例民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人に移行してから公益目的支出計画の実施を完了させなければならない期間の上限を法律で決めてしまうのは必ずしも適当ではないため、法律上の期限は設けていない。

したがって、特例民法法人が通常の一般社団法人・一般財団法人に移行する際、公益目的支出計画を完了させるにはある程度長期の期間を要する事例については、合理的な理由があり、妥当な期間と判断されるときは、移行の認可をすることができる。

4. 公益目的支出計画を作成した法人の監督

(1) 報告、立入検査等

内閣総理大臣又は都道府県知事は、公益目的支出計画を作成し、通常の一般社団法人・一般財団法人に移行した法人（以下「移行法人」という。）が次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、移行法人の公益目的支出計画の実施に関する監督に必要な範囲内で、移行法人に対し、業務、財産の状況について報告を求め、又は移行法人に対し立入検査を行うことができる。

ア 正当な理由がないのに、公益目的支出計画に基づく支出をしないこと。

イ 各事業年度ごとの公益目的支出計画に基づく支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比べて著しく少ないこと。

ウ 公益目的支出計画に従い公益の目的に支出すべき残額に比べ、当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更の認可を受けず、そのまま放置した場合には、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

したがって、内閣総理大臣又は都道府県知事による移行法人に対する監督は、公益目的支出計画の実施状況について監視し、及び公益目的支出計画の実施に支障を及ぼすおそれのある資産運用について監視する等、公益目的支出計画の実施に必要な範囲内での監督を行うものであり、現行の公益法人のような所管官庁としての法人の組織運営及び事業活動全般に対する指導監督とは異なる。

移行法人は、事業年度ごとに、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類

（「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成し、移行の認可を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。内閣総理大臣又は都道府県知事は、実務上、この公益目的支出計画実施報告書を通じて移行法人の計画の実施状況を把握し、アからウまでのいずれかに該当すると認める相当の理由のあるときは、当該移行法人に対し、報告を求め、又は立入検査を実施する。

(2) 内閣総理大臣又は都道府県知事による勧告、措置命令

内閣総理大臣又は都道府県知事は、移行法人からの報告や自ら立入検査した結果、(1)アからウまでのいずれかに該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

また、内閣総理大臣又は都道府県知事は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5. 公益目的支出計画の実施が完了しないまま清算した場合

公益目的支出計画の実施が完了しない時点で清算した場合は、その定款の定めを如何にかかわらず、清算した法人が公益目的支出計画に従い公益の目的に支出すべき残額があるときは、その残額に相当する残余財産については、内閣総理大臣又は都道府県知事の承認を得て、当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等か、国、地方公共団体に帰属させなければならない。

現行の公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合の公益目的支出計画について

